独自基準・解釈の概要について

福井県では、以下の項目について、厚生労働省が定める基準とは異なる基準（独自基準）や解釈を定めています。

【介護老人福祉施設】

１　独自基準

1. 居室定員

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | １の居室の定員は、１人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 |
| 独自基準の内容 | 一の居室の定員は、一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、二人以上四人以下とすることができる。  前項ただし書の場合においては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 入所者の経済的な負担軽減のため、地域の実情等により多床室（４人以下）の整備もできるようにする。 |

1. サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定介護老人福祉施設は、基準省令第三十七条第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  ユニット型指定介護老人福祉施設は、基準省令第四十九条において準用する基準省令第三十七条第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

1. 施設規模

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。 |
| 独自基準を定める理由 | － |

２　解釈

1. 生活相談員の資格要件

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者  ※社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者（①～⑤）  　①大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者  ③社会福祉士  ④厚生労働大臣指定資格合格者（現在は実施されていない）  ⑤同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの（A精神保健福祉士 B大学において法第１９条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）  ※「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、明示されていない。 |
| 解釈の内容 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」は、精神保健福祉士、介護福祉士として３年以上の実務経験を有する者のいずれかとする。 |
| 解釈を明示する理由 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、厚生労働省から明示されておらず基準が曖昧である状況のため、指定権者として生活相談員の資格要件を明示する。 |